

# 市民税・県民税の申告はお早めに！

**申告期間：2月10日(月)～3月17日(月)**

平成15年度市民税・県民税の申告受付が2月10日(月)から始まります。個人の市民税・県民税は、提出された申告書をもとに税額が計算され、納税者の皆さんに通知したのち納税していただく仕組みになっています。今年の申告期限は3月17日(月)です。皆さん、忘れずに正しく申告をしましょう。

## 市民税・県民税の申告が必須な方は…

次の から のいずれかに該当する方は、市民税・県民税の申告が必要です。  
 今年の1月1日現在、大船渡市内に住所があり、平成14年中に次の所得があった方  
 ・商業、製造業、建設業、農林漁業、サービス業などの事業による所得  
 ・家賃、地代、配当、山林、譲渡などの所得  
 ・給与所得者で、年末調整がお済みでない方または給与以外の所得がある方  
 今年の1月1日現在、大船渡市に住所がない方で、市内に本人または家族が生活できる住居などを有している方  
 国民健康保険税の軽減措置を受ける場合や、児童手当などを受けられる場合、幼稚園や保育所の入園手続きに使用する各種証明書(所得額証明書、課税額証明書など)が必要となる方

## 申告が必要な方は…

申告の際は、次の書類などが必要となります。  
 収入および経費が分かる資料  
 ・事業を営んでいる方(日計簿、現金出納帳、元帳、経費帳など)  
 ・保険料交付の方(報酬、料金、契約金および賞金の支払調書)  
 ・漁業や内職をしている方(収入証明書、経費受領書、収支記帳帳など)  
 ・不動産所得がある方(固定資産税課税明細書など)  
 ・給与所得がある方(源泉徴収票または給与支払証明書など)  
 ・年金による所得がある方(公的年金等の源泉徴収票など)  
 ・その他の所得がある方(収入、経費が分かる資料) 控除を受けるために必要な資料  
 ・医療費控除を受ける方(医師が発行する領収書など)  
 ・社会保険料控除を受ける方(国民健康保険税 介護保険料 国民年金保険料などの

## 申告をしないといけない

申告をしないと、各種証明書 所得額証明書、収入額証明書、課税額証明書、扶養証明書)の交付が受けられないことがあるほか、所得がない方や一定額以下の方が対象となる、国民健康保険税の軽減措置が受けられなくなることもあります。

## 申告受付相談をご利用ください

市民税・県民税の申告受付相談を、市役所会場と地域会場の2カ所で行います。地域会場は2月10日(月)から3月17日(月)までの期間に特定の地区を対象に巡回し、市役所会場は、2月20日(木)から3月17日(月)まで地域を区分して申告相談を受け付けます。  
 2月10日(月)から2月19日(水)までの間は、担当職員が地域会場での巡回相談に出向いています。  
 申告受付相談の詳しい日程と会場などは、別に配布した「申告の手びき」とおりですので、「ご確認のうえ」来場ください。  
 また、市役所三陸支所では「申告の手びき」に記載の期間以外は、相談、申告書類の作成などは出来ませんので、市役所および地域会場での指定相談日をご利用ください。  
 郵送による申告受付も行っていますのでご利用ください。その際は、所要の事項を記載し、記載漏れなどがなく、今一度確認し、必要資料を添

付してください。また、必ず電話番号の記入をお願いします。

## (お願い)

土・日曜日・祝日は申告受付相談を行いませんのでご了承ください。  
 申告書提出の際は、ご自分で記入できる欄は事前に記入をお願いします。特に営業等の所得を申告される方および医療費控除を受けようとする方は、事前に領収書などの集計を済ませるなど、受付時間の短縮にご協力願います。  
 所得税の確定申告をされる場合にも、市民税・県民税の申告書が配布されている場合は持参してください。

## 農業所得標準を使用して申告する方へ

平成15年度農業所得標準を次のとおり決定しました。農業所得標準を使用される方は、次の所得率および共通控除経費率を、過日配布した「平成15年度市民税・県民税申告書附表」に記載のうえ、申告してください。  
 (配布した平成15年度市民税・県民税申告書附表)には、各標準種目の所得率および共通経費控除率は、書いておりません)

平成15年度農業所得標準による申告する場合でも、収入・支出の分かる書類などが必要です。申告受付相談に来場される際は、収入・支出が分かる書類など

### 各標準種目の所得率

標準種目	所得率
水稲(耕作面積2畝未満)	47%
自家用野菜畑	54%
専門野菜畑	51%

### 共通控除経費率

収入金額	控除率	調整加算金額
100万円未満	28.7%	
100万円以上 300万円未満	15.7%	130,000円
300万円以上 500万円未満	6.0%	421,000円
500万円以上 700万円未満	13.7%	36,000円
700万円以上 1,000万円未満	5.6%	603,000円
1,000万円以上 1,500万円未満	11.3%	33,000円
1,500万円以上		1,728,000円

## ご存知ですか?

### 「障害者控除」

税の申告の際、身体や精神に障害のある方が受けられる控除として、障害者控除があります。この控除を受けられる方は、身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方のほかに次の場合にも受けられることがあります。

特定の機関などの判定により、知的障害者とされた人  
 常に就床を要し、複雑な介護を要する人  
 精神または身体に障害のある65歳以上の人で、所得税法に定める障害者に準ずる旨の認定書の交付を福祉事務所長などより受けた人(介護認定を受けている際に該当する場合があります)

### に掲げた認定書の交付についてのお問い合わせは…

- ・本庁保健福祉課障害福祉係 (☎内線186)
- 申告の仕方や、税の控除の適用についてのお問い合わせは…
- ・本庁税務課市民税係 (☎内線153・154)

### 申告についての問い合わせ先

申告について分からないことがありましたら、お気軽にお問い合わせください。  
**市民税・県民税は…**  
 本庁税務課市民税係(☎内線153・154)  
**事業税は…**  
 大船渡地方振興局企画総務部税務課(☎279912)  
**所得税は…**  
 大船渡税務署(☎267015)

申告は自分で書いてお早めに!

郵送による申告も受け付けていますのでご利用ください。